

令和3年2月26日招集

2月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和2年度2月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年2月26日(金) 午後1時58分から午後2時43分

2 開催場所 江南区福祉センター 2階 多目的ホール

3 出席委員 (19人)

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
4番	小戸田修子	5番	鈴木健二	6番	小熊義信
7番	山岸信一	8番	成田誠一	9番	内藤浩一
10番	谷澤康雄	11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫
13番	鈴木金一	15番	神田和博	16番	石塚絹代
17番	田中さとみ	18番	仁多見繁隆	19番	齋藤茂博
1番	平栄(農地利用最適化推進委員)				

4 欠席委員 14番 別所正幸

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1) 農地部会所掌

議案第6号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第7号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について
議案第9号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2) 農政振興部会所掌

議案第8号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	新潟市農用地利用集積計画の一部取下げについて

(3) 部会所掌外

報告事項	令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見に対する回答について
------	------------------------------------

(4) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	岡田明	農政振興係長	八百板恵	管理係主査	遠藤文博

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより2月定例総会を開会いたします。欠席届が出ておりますので、報告いたします。14番別所正幸委員、以上1名でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、第1地域調査委員長として農地利用最適化推進委員の平栄委員からもご出席いただいております。よろしく願いいたします。同委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いします。</p>
議長(会長)	<p>2月定例総会のご出席、大変ご苦労様です。三寒四温と言われるように、日に日に暖かくなってくるのが、実感としてわかるわけですが、それと同時に春作業が忙しくなるという感じもします。また、日照時間も長くなってくると、私だけではないと思いますが、気持ちも軽やかに明るくなります。新型コロナウイルスの終息が、まだ見えない中で、ワクチンの報道を見ますと、今と同じような感染対策を、まだ1年は我慢しないといけない感じがします。皆さんも春に向かって、忙しくなりますので、新型コロナウイルスには、十分気を付けていただければと思います。</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。15番神田和博委員、16番石塚絹代委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、両部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長または部会長職務代理者から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長さんから、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、齋藤農政振興部会長職務代理者さんから議長を務めていただき、その他について私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長は、鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>今ほど会長が言われたように、段々暖かくなってきました。先月の今頃は、まだ真っ白でしたが、雪を探そうとしても駐車場の片隅に残っている状態になりました。挨拶はこれくらいにしまして、議事に入ります。</p> <p>議事の都合上、追加の議案第9号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第6号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第7号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>農地係の岡田でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大江山地区で1件、曾野木地区で1件、両川地区で2件、横越地区で1件、亀田地区で2件の計7件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大江山地区で2件、亀田地区で1件の計3件です。相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が、鳥屋野地区で1件です。証明の願出人の耕作地は石山地区と曾野木地区にありますが、議案の地区は住所地の鳥屋野地区とさせていただきます。今月の議案件数は、合計で11件となります。また、私からは、調査委員会に付されていない案件をご説明し、調査委員会に付されている案件は、この後の各調査委員長からの報告をもって、説明に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、A4両面刷りの議案第9号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、をご覧ください。2ページの横越地区第5号は、農地を売買により所有権を移転するものです。農地の面積が狭小で譲渡人が耕作できないため、隣を耕作している譲受人が、経</p>

	<p>営規模を拡大するため申請しました。申請地は、江南区小杉の田2筆 18.37 m²で、農用地区域内です。譲受人世帯の経営面積は、253.86 aで、農業従事者は3名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も一式所有しています。また、経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について、第1地域の報告をお願いいたします。</p>
第1地域調査委員長	<p>第1地域調査委員会の調査結果について報告いたします。調査案件は、第3条申請が4件、第5条申請が2件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願が1件でした。</p> <p>まず、追加議案第9号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ1号は譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は江南区江口の畑1筆 280 m²で農用地区域内です。世帯の経営面積は 616.64 a です。農業従事者は5名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。1ページ2号は譲受人から事情聴取しました。農地を遺贈により取得するものです。譲受人は孫にあたり、法定相続人ではないため、申請に至りました。申請地は江南区鍋湯新田と中央区清五郎の田計5筆 2,072 m²で農用地区域内です。世帯の経営面積は 1,261.22 a です。農業従事者は3名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。1ページ3号と2ページ4号の譲受人は同一ですので、まとめて説明します。譲受人から事情聴取しました。1ページ3号は、農地に賃借権を設定するものです。申請地は江南区酒屋町の畑1筆 785 m²で農用地区域内です。2ページ4号は、農地を売買によって取得するものです。申請地は、江南区酒屋町の畑3筆 1,087 m²で農用地区域外です。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で、話がまとまり申請に至りました。世帯の経営面積は 37.16 a です。農業従事者は4名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき</p>

	<p>農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、議案第6号農地法第5条許可申請についてです。議案書1ページ1号は転用者から事情聴取しました。農地を売買によって取得し、露天駐車場、資材置場敷地に転用するものです。転用者は、塗装業を営んでおり、業務拡大により、駐車場および資材置場敷地が不足し探していたところ、土地所有者と話がまとまり、申請に至りました。申請地は江南区江口の畑1筆220㎡です。農地区分は、事業用地に囲まれた10ha未満の小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。資金は自己資金で賄います。周辺に農地はなく、被害を考慮する必要がないことから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>1ページ2号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は現在、実家に同居中ですが、家族が増え手狭となるため、個人住宅を建築することを計画し、申請に至りました。申請地は江南区北山の畑1筆209㎡です。農地区分は、申請地の前面道路に水道管とガス管が埋設されており、500m以内に医療機関等が複数存在しているため、第3種農地と判断されます。資金は自己資金と借入金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に、議案第7号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。2ページ1号は申請者から事情聴取しました。納税猶予の適用を受ける農地は、石山地区、曾野木地区、両川地区、横越地区、亀田地区の田50筆105,021㎡です。申請地は、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた農地であり、願出人の現在の経営状況を確認し、引き続き農業経営を行うと認められることを確認いたしました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長	<p>第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第3条許可申請が2件、第5条許可申請が1件でした。</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>初めに、追加議案第9号の2ページ亀田地区6号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転するものです。譲渡人が県外に居住しており当該農地を管理できないため、譲受人に売却するため、申請しました。申請地は、江南区荻曾根の田2筆3,874 m²で農用地区域内です。譲受人の経営面積は、47.76 aで、農業従事者は2名、農作業経験に問題はありませんが、農機具を所有していないため、特定作業受委託の契約を締結しています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。次の亀田地区7号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転するものです。譲渡人が、高齢により当該農地を耕作できないため、規模拡大を図りたい譲受人に売買で所有権を移転するものです。申請地は、江南区茅野山の田1筆と畑1筆の計2筆448 m²で農用地区域内です。譲受人の経営面積は、920.03 aで、農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、農地法第5条許可申請についてです。議案書1ページ亀田地区3号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に賃借権を設定し、露天資材置場敷地に転用するものです。転用者は、建設業を営んでいますが、個人所有の農地を借り受け、法人として露天資材置場とするため、申請しました。申請地は、江南区砂崩の畑、ほか1筆の計2筆1,668 m²です。農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地ですが、居住する者の生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため、許可できるものです。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように注意し、雨水は自然浸透とすることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
------------------	---

議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第9号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページの議案第6号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊2ページの議案第7号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、審議いたします。適格と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、適格と決定いたします。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の3ページから12ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業経営基盤強化促進法による貸借権を双方合意のうえ、契約を解除した案件です。大形地区で1件、大江山地区で19件、横越地区で18件、亀田地区で6件の計44件の通知書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、</p>

	<p>すべての案件について、離作補償金はありませんでした。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の13ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。曾野木地区で1件、両川地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計4件の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、農地については、自作や貸付けがされており、斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の14ページをご覧ください。新潟地方務局から10件の照会がありました。石山地区で5件、鳥屋野地区で2件、横越地区で1件、亀田地区で2件の照会で、現地確認のうえ、すべて非農地と回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の15ページをご覧ください。石山地区で1件の届出で、317㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の16ページ、17ページをご覧ください。石山地区で2件、大江山地区で1件、鳥屋野地区で3件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計8件の届出で、12,250㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を齋藤農政振興部会長職務代理者と交代いたします。</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>本日、別所部会長が欠席のため、職務代理の私が議事進行を勧めさせていただきます。不慣れなところがあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。</p>

<p>農政振興係長</p>	<p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。別冊の議案第8号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>振興係の八百板です。着席のまま説明させていただきます。</p> <p>別冊の議案第8号について、ご説明いたします。表紙をめくっていただきますと、地区別実績表の合計となっています。こちらは、農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、63件、266,977㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が曾野木地区2件、石山地区1件、大江山地区2件、大形地区1件、横越地区6件、亀田地区1件、所有権移転が曾野木地区1件、横越地区1件で面積は56,266㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は更新分で、利用権設定が曾野木地区3件、両川地区7件、石山地区2件、大江山地区13件、大形地区1件、横越地区22件で、面積は210,711㎡です。続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字がページ数となります。1ページをご覧ください。相対で新規契約した案件で、すべて土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、現金または物納で支払うことで合意した内容となっています。11号は使用貸借権です。続きまして、4ページをご覧ください。すべて相対で更新契約した案件になります。土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、現金または物納で支払うことで合意した内容となっています。48号は使用貸借権です。次に13ページをご覧ください。こちらは、売買による所有権移転の案件になります。契約内容ですが、1号は相続人が農業を営まないため、2号は譲渡人の離農のため、集積拡大したい譲受人と双方で合意した案件になります。今回の売買による案件は、すべて所有権移転の面積要件について、満たしていることを確認しています。14ページの次ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。曾野木地区1件、両川地区1件、石山地区1件、大江山地区1件、横越地区17件、亀田地区7件で、面積は129,706㎡です。次に15ページをご覧ください。1号は自身が構成員である法人へ貸し付けるもの、2号から4号、6号、8号、10号、12号、14号、16号、17号、19号、21号から28号は貸人の離農によるもの、またそれ以外は、農地集積により中間管理機構へ貸付けする案件です。土地改良</p>
---------------	--

	<p>費は、18号は借り手が負担、それ以外は貸し手が負担して、賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容になります。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については一番下段に記載しているとおり、3月12日からとなっています。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。次に、別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>別冊の報告事項について、ご説明いたします。1ページ1号から28号の計画案については、先ほどの議案第8号15ページからの貸し手が機構に賃借した農用地を、受け手に利用配分する計画案となっています。次に、7ページをご覧ください。こちらは、現在、農地中間管理機構に賃借している中間管理権移転の契約内容になります。契約内容ですが、すべて移転を受ける者が耕作したほうが効率的なことから合意した案件です。以上が、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案になります。最後に、農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、4月末に県の公告を予定しています。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

<p>農政振興係長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本冊18ページから19ページまでの報告事項新潟市農用地利用集積計画の一部取下げについて、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>本冊の18ページをご覧ください。1月定例総会において、新潟市農用地利用集積計画でご承認いただきましたが、1号は中間管理機構を通しての契約に変更するため、2号は自作農地を誤って契約したため、1号、2号の契約両者から取下げ書の提出がありました。集積計画の効力発生する市公告前の申請であることから、取下げとさせていただきますことをご報告いたします。なお、2号につきましては1月定例総会の農用地利用配分計画にも掲載されておりますが、計画から除くことで中間管理機構と確認済みです。</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、以上で、報告を終わります。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>鈴木農地部会長さん、齋藤農政振興部会長職務代理者さん、ありがとうございました。これより、部会所掌外の報告事項に移ります。追加の報告事項令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見に対する回答について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>小林次長</p>	<p>本日追加の報告事項令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見に対する回答の受理について、ご説明申し上げます。1月の定例総会において承認され、2月2日に6農業委員会会長から市長へ提出いたしました意見に対する回答を、2月17日に受理しましたので、報告いたします。中央農業委員会の意見に対する回答は3ページの意見3となります。以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありません</p>

	<p>か。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(会長)	<p>皆さんからご質問，ご意見がありませんので報告を終わります。以上で部会所掌外の議事は終了しましたが，その他として，委員の皆さんから何かありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは，事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日お配りした資料2点について，ご説明させていただきます。まず，資料1 令和3年3月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長，農地部会関係，右が農政振興部会関係，その他となっております。農地法関係の許可，届出ですが，5日，15日，23日が届出の締切日，10日が許可申請の締切日となっております。12日は，午後5時から亀田農業者会議定期総会が梨の実館で行われます。虎澤会長からご出席をいただきます。16日は，午前10時30分から県農業会議の常設審議委員会が午前11時30分から県農業会議第18回理事会がJA新潟ビルで行われます。いずれも，虎澤会長からご出席をいただきます。19日は，午前10時から農政振興部会が，また農地部会が午前11時から302会議室で開催されます。各部会の委員の皆さん，ご出席をお願いします。また，午後3時45分から北陸農政局長と農業3団体との意見交換会が白山会館で行われます。虎澤会長からご出席をいただきます。23日は，新潟県農業会議第129回通常総会が午後1時30分から，新潟東映ホテルで開催されます。虎澤会長からご出席いただきます。25日は，午後1時から302会議室で東ブロック対策委員会が，また301会議室では南ブロック対策委員会が開催されます。午後2時から第1地域調査委員会が302会議室で予定されております。26日は，午後1時から302会議室で亀田横越ブロック対策委員会が開催されます。午後2時から第2地域調査委員会が302会議室で予定されております。3月定例総会につきましては，30日の火曜日，302会議室にて午後3時30分からとさせていただきます。また，定例総会終了後，午後4時30分頃から，令和2年度</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>第2回定期総会を開催させていただきます。業務予定については、以上でございます。もう1点の農の雇用事業及び就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業参加者募集チラシにつきましては、新潟県農業会議より周知依頼があったものです。後ほど、ご覧ください。</p> <p>ただ今、事務局から報告、説明がありましたことについて、何かご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>他に事務局からありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>他にないようですので、以上で、2月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 神田和博

署名委員 石塚絹代
